

利用者負担額（保育料）について

新制度における利用者負担額（保育料）について

「子ども・子育て支援新制度」では、認可保育所、新制度へ移行した幼稚園等の利用者負担額（保育料）は、国が定める基準を上限として各市町村が決定することとされています。
新制度に移行しない幼稚園等は、これまでと同様に各施設で保育料を決定します。

算定方法

- 従前は、世帯の「所得税額」を判断基準として所得階層を決定していましたが、新制度では、支給認定を受けた子どもと生計を一にしている保護者（父・母）の「市区町村民税額」を基に所得階層を判定し、利用者負担額（保育料）を決定します。

※保護者（父・母）の収入や扶養等の状況により、同居の祖父母等（扶養義務者で家計の主宰者である場合に限り）の市区町村民税額も合算して所得階層を判定する場合があります。

- 利用者負担額（保育料）を決定する際の市区町村民税所得割額は、調整控除を除き、住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、配当・外国税額控除等の各種「税額控除」を適用しないで算定します。
- 平成 26 年度まで適用してきた保育料算定上の「*旧税計算」は、平成 27 年度から廃止となり、市区町村民税所得割額の算定においても、現行の地方税法どおり年少扶養控除等の適用はありません。
*「旧税計算」：平成 22 年度税制改正において廃止された年少扶養控除等について、保育料算定上は、控除適用した税額計算をすること。

切替時期

- 利用者負担額（保育料）については毎年、
4月分から8月分までは「前年度市区町村民税額」で、
9月分から翌年3月分までは、毎年6月に決定される「本年度市区町村民税額」で決定します。
- 《令和6年度の例》

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度の市区町村民税額で算定 （令和4年中の所得）					令和6年度の市区町村民税額で算定 （令和5年中の所得）						

※保護者の方へは、保育料の確定（変更）の都度、通知にてお知らせいたします。

納付先

※ 保育料の納付先は施設により異なります。

